(7)　Time-limit for tender of proposal : 12 : 00 PM, 13 November, 2025
(8)　Contact point for the notice : KITANO Asumi, Contract 2 Section, Accounts Division, Minister's Secretariat, Cabinet Office, 1―6―1 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8914 Japan. TEL 03―5253―2111 ext. 82324

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年９月22日
支出負担行為担当官
　デジタル庁会計担当参事官　田邉　国治
◎調達機関番号　027　◎所在地番号　13
1　調達内容
(1)　品目分類番号　71、27
(2)　件名及び数量　ガバメントクラウドにおけるセキュリティダッシュボードの開発業務（令和７年度）１式
(3)　調達件名の仕様等　入札説明書による。
(4)　履行期間　契約締結日から令和８年３月31日まで
(5)　履行場所　入札説明書による。
(6)　入札方法　落札者の決定に当たっては、総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書で示した技術等提案書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(7)　電子調達システムの利用　本案件は「電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））」の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。
2　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和７・８・９年度全省庁統一資格において、「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされた者であること。
(4)　デジタル庁又は他省庁等における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(5)　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出先等
(1)　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
　〒102―0094 東京都千代田区紀尾井町１番３号東京ガーデンテラス紀尾井町20階　デジタル庁戦略・組織グループ会計担当契約班
　津上　哲也　電話070―7416―9924
(2)　入札説明書の交付方法　本公告の日から原則、「電子調達システム」に掲載する。
(3)　入札説明会　実施しない。
(4)　技術等提案書の提出期限　令和７年10月22日12時00分
(5)　入札書の提出期限及び開札の日時及び場所
ア　入札書の提出期限　令和７年10月31日12時00分（郵送による場合は必着のこと）
イ　開札の日時　令和７年11月４日14時00分
ウ　開札の場所　デジタル庁入札室
4　その他
(1)　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
(2)　入札保証金及び契約保証金　免除
(3)　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者で、「紙」により入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書に示す書類を添付し、入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、「電子調達システム」により入札に参加を希望する者は、入札書データを提出期限までに同システムにより提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
(4)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
(5)　契約書作成の要否　要。
(6)　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で指定する要件のうち必須とした項目についての基準を全て満たしている内容を提案した入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者とする。
(7)　詳細は入札説明書による。
5　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : TANABE Kuniharu, Counsellor of the Accounts Division, Digital Agency
(2)　Classification of the services to be procured : 71, 27
(3)　Nature and quantity of the services to be required : Development of a Security Dashboard for the Government Cloud, 1 set
(4)　Service period : as in the tender documentation
(5)　Fulfillment place : as in the tender documentation
(6)　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
(a)　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
(b)　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
(c)　have Grade A, B, C or D "offer of services etc" in terms of the Single qualification for every ministry and agency in the fiscalyears 2025, 2026, 2027.
(d)　not be suspended from transaction by the request of the officials in charge of contact.
(7)　Time-limit for Tender : 12 : 00 PM, 22 October, 2025.
(8)　Contact point for the notice : TSUGAMI Tetsuya, Accounting Division, Digital Agency, 1―3 Kioi-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―0094 Japan TEL 070―7416―9924

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年９月22日
支出負担行為担当官
　消防庁総務課長　大塚　大輔
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
1　調達内容
(1)　品目分類番号　71、27
(2)　購入等件名及び数量
　全国瞬時警報システムの改修に伴う調達支援業務　一式
(3)　調達件名の特質等　仕様書のとおり
(4)　履行期間　仕様書のとおり
(5)　履行場所　仕様書のとおり
(6)　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(7)　本調達案件は、「電子調達システム」を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札説明書に定める理由書を下記４(1)に示す場所に令和７年９月22日午前９時から令和７年11月11日午後５時までに提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。なお、詳細については入札説明書のとおり。
2　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。